

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年9月19日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日
令和6年9月19日（宇治市監査委員公表第12号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 消防本部 消防総務課

監査期間 令和6年5月1日～令和6年6月19日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為確認の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、課内全員で事務手順書の再確認を行うことで事務手順を明確にして、適切な時期に支出負担行為確認を行うこととしました。

監査対象 消防本部 警防救急課・消防総務課

監査期間 令和6年5月1日～令和6年6月19日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為確認の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、課内全員で事務手順書の再確認を行うことで事務手順を明確にして、適切な時期に支出負担行為確認を行うこととしました。